

化学物質対策庁内連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 化学物質対策の総合的かつ円滑な推進を図るため、化学物質対策庁内連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 化学物質対策に関する庁内の連絡調整に関すること
- (2) 化学物質問題に関する知識の集積等に関すること
- (3) その他化学物質問題への対応に関すること

(構成)

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる課の職員をもって構成する。

- 2 連絡調整会議に議長を置く。
- 3 議長は、大気環境課長若しくはその指名する者をもって充てる。

(運営)

第4条 連絡調整会議は、大気環境課長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じて、連絡調整会議の構成員以外の職員に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 連絡調整会議は、構成員の一部のものの出席をもって開催することができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、大気環境課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

別表（第3条関係）

化学物質対策庁内連絡調整会議構成課

部局名	課名
総務部	学事課
県民生活部	消費生活課
福祉部	こども支援課
保健医療部	医療整備課、健康長寿課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
農林部	農産物安全課、
都市整備部	公園スタジアム課、住宅課
教育局	県立学校部保健体育課
環境部	大気環境課、水環境課

附 則

この要綱は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。